

公 示 日 : 2022 年 6 月 1 日(水)

調達管理番号 : 22a00232

国 名 : パキスタン

担 当 部 署 : 人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム

調 達 件 名 : パキスタン国オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ 2
算数教科書等改訂・開発支援

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 算数教科書等改訂・開発支援
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 7 月上旬から 2024 年 2 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 3.50、国内 4.50、合計 8.00
- (3) 業務日数 :

- ・ 第 1 次 国内準備 10 日、現地業務 30 日、国内整理 7 日
- ・ 第 2 次 国内準備 8 日、現地業務 15 日、国内整理 2 日
- ・ 第 3 次 国内準備 18 日、現地業務 15 日、国内整理 2 日
- ・ 第 4 次 国内準備 8 日、現地業務 15 日、国内整理 2 日
- ・ 第 5 次 国内準備 8 日、現地業務 15 日、国内整理 2 日
- ・ 第 6 次 国内準備 8 日、現地業務 15 日、国内整理 15 日
(帰国後整理期間を含む)

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第 1 回 (契約締結後) : 契約金額の 24% を限度とする。
- 2) 第 2 回 (契約締結後 13 ヶ月以降) : 契約金額の 16% を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2022年6月15日(水)（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ
 - 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2022年6月28日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	算数及び数学教育に係る各種業務
対象国・地域又は類似地域	パキスタン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

パキスタンは識字率（15歳以上）が58%と世界で最も低いグループに属しており、学齢期における不就学児の数は2,280万人と世界ワースト2位である。その要因は家庭の経済的要因や教育に係る価値観、学校までの通学距離や学校教育の内容及び教員の資質等様々であり、また就学率・識字率共に男女格差が大きいことも課題である（UNESCO Institute of Statistics, 2019）。

ノンフォーマル教育（Non Formal Education、以下「NFE」）は、児童が居住するコミュニティ内ないし周辺に学習環境が整備されるため、地理的要因に左右されず、かつ必要経費も安価であることから、家庭的要因や文化的価値観の点からも有効なアプローチである。パキスタン政府はNFEを公教育の機会を享受できない子どもや成人に対するオルタナティブ（代替的）なアプローチとして位置づけ、「国家教育政策枠組み2018」においても優先事項の一つとしてNFEの改善・普及計画を採用している。各州の教育セクター開発計画においても、NFEの質改善と普及が重要課題として位置づけられている。

JICAは、2004年よりパンジャブ州でNFE支援を開始し、2015年からは「オルタナティブ教育推進プロジェクト」（Advancing Quality Alternative Learning Project、以下「AQAL1」）として連邦政府直轄地域、バロチスタン州、パンジャブ州、シンド州に対象地域を拡大し、①NFEに係る政策・行動計画等の策定支援、②NFEマネジメント情報システム（Non Formal Education Management Information System: NFEMIS）の構築支援、③公教育との同等性を確保した、速習型のノンフォーマル初等教育及び成人識字教育のカリキュラム・教科書・教員研修モジュール・アセスメント手法の開発支援を行った。また、2021年から開始したフェーズ2（以下「AQAL2」）では対象をパキスタンの全地域に拡大し、さらに中等教育レベル（職業訓練の要素含む）のNFEを支援対象に含めることで、子どもから若者・成人に至るまでの学習機会提供の強化に取り組んでおり、両フェーズ併せて2021年末までに13万人以上（学習者及び教員）に裨益している。

AQAL1及びAQAL2（以下、両者をまとめて「AQAL」）の支援を通じて開発された（あるいは開発中の）速習型学習プログラム（Accelerated Learning Program、以下「ALP」）の教科書等はすでに全国で活用されているが、その開発は現地カウンターパート（以下「C/P」）のカリキュラム・教科書開発担当者や学識者等を中心に行われており、これまでに日本人専門家による教科に特化した技術支援は行われていない。今後更なる活用を進めるにあたり、その質について、国際基

準も意識した改善を行うため、特に算数・数学について専門家を派遣し教科書改訂・開発の支援を行うこととなった。

7. 業務の内容

本業務従事者は、AQAL が開発した、または開発中の ALP 初等から前期中等の 8 学年分の算数・数学教科書・副教材・教員用指導書（以下「教科書等」）の改訂・開発支援を行うもの。

【前期中等】

前期中等数学教科書・副教材・教員用指導書（公教育の 6～8 年生に相当し、Package D と E の 2 つに分かれている）（以下「教科書等」）について、既存のカリキュラムを基に教科書等を C/P とのワークショップ（以下「WS」）を通じて改訂・開発する。Package D（6～7 年生）は開発済み教科書の改訂、Package E（8 年生）は開発前のため開発支援となる。なお改訂・開発は連邦政府により承認済のカリキュラムに基づき、JICA 事業で開発した他案件の成果品（エルサルバドルの過去の技術協力プロジェクトで開発した中等数学教科書（一部英語仮訳版あり）を参考にして開発することを想定。使用権に関する調整は JICA 人間開発部と AQAL が行う）を活用して行う。Package D については AQAL が実施するパイロット¹を通じて効果を測定するため、ベース・エンドライン調査を実施する。ただしパイロットの実施時期は現在調整中であるため、確定後の実施時期に応じて教科書改訂支援やベース・エンドラインに関する業務内容や時期、工程を調整する可能性がある。

【初等】

また、AQAL の支援により開発された初等算数カリキュラム及び教科書等（公教育の 1～5 年生までに相当し、Package A から C の 3 つに分かれている）について、カリキュラムの分析（他国や好事例との比較対照を含む）を行い、その内容を C/P と共有した上で、C/P との WS を通じて教科書等を改訂する。教科書改訂にあたり、必要に応じて JICA が著作権を有する小学校 1～6 年生算数標準問題集及び小学校整数の四則計算の基礎ドリルを参考とすることができる。なおカリキュラム及び教科書等は連邦、パンジャブ州、シンド州、バロチスタン州、ハイバル・パフトウンハー（KP）州の政府毎に策定されている。

【共通】

¹ 開発中の教材（正式承認前）を使い、実際に NFE センター等で生徒向けに使用してバリデーションを行うプロセス。

ワークショップは首都イスラマバードに連邦及び 4 州の関係者を集めて実施することを想定する。複数回渡航し、各渡航のインターバル期間を C/P が作業する時間に充てるなどして、効率的に業務を行う。なお、カリキュラム及び教科書等の承認に係る業務は、本業務と並行してまたは終了後に各州及び連邦政府が実施する。

具体的な業務は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2022 年 7 月上旬～2022 年 7 月下旬）
 - ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書や関係者との打合せ等を通じ、AQAL の概要とパキスタンの算数基礎学力の現状と課題を把握する。
 - ② Package D の年間指導計画の改訂案、教科書の改訂編集方針案、並びに教科書内容改善のためのワークショップ用ワークシート（前述の改訂編集方針に基づいた一部単元の教科書紙面構成骨子）を作成する（残りは第 1 次現地業務期間に作成する）。
 - ③ Package D を中心としたベースライン調査（以下「BL」）で使用する学力テストを作成する。
 - ④ Package D～E に係る編集方針案及び本業務全体のワークプラン案を作成し、現地における業務内容を整理する。
 - ⑤ AQAL2 専門家（日本人長期専門家及びローカル専門家を指す。以下同じ）と遠隔で渡航前打合せを実施する。
- (2) 第 1 次現地業務期間（2022 年 7 月下旬～2022 年 8 月下旬）
 - ① AQAL が開発した ALP を使用する NFE 学校を訪問し、教科書等の活用状況を視察する。
 - ② AQAL2 及び現地関係者（連邦または州政府のカリキュラム・教科書開発担当者等）と Package D～E の編集方針及び Package D の年間指導計画を協議して最終化するとともに、ワークプランを決定する。
 - ③ AQAL2 と WS の実施方針等について打合せ・調整を行う。
 - ④ Package D を中心とした BL を実施する。
 - ⑤ Package D の改訂された編集方針に則ってワークショップ用ワークシート（教科書紙面構成の骨子）残りの単元分作成する。
 - ⑥ 連邦及び 4 州の関係者を対象とした第 1 回 WS を実施し、Package D の教科書改訂作業の演習を行う。また、第 2 次派遣までの期間に各 C/P が行う作業（残った単元の Package D 教科書改訂）を設定する。
- (3) 第 1 次国内整理期間（2022 年 8 月下旬）
 - ① 必要に応じ業務工程を見直し、ワークプラン（英文）を JICA 人間開発部に提出する。

- ② JICA 人間開発部に対し第 1 次派遣の現地業務結果報告を行う。
- (4) 第 2 次国内準備期間 (2022 年 8 月下旬～2022 年 9 月上旬)
 - ① Package E の年間指導計画案、教科書紙面例、骨子を作成する。
 - ② 各 C/P から提出された改訂版の教科書原稿案を確認し、第 2 次派遣にかかる準備を行う。
- (5) 第 2 次現地派遣期間 (2022 年 10 月下旬～2022 年 11 月上旬)
 - ① AQAL2 及び現地関係者と協議して Package E の年間指導計画案を最終化する。
 - ② 第 2 回 WS を実施し、Package D 教科書改訂案のレビュー及び演習と、11 月から開始予定のパイロットに向けた教科書等の最終化を行う (パイロットの実施に係る調整は AQAL2 が行う。なお前述のとおりパイロット開始時期は変更の可能性あり)。
 - ③ 同 WS にて、Package E を題材とした教科書等開発作業の演習を行う。また、第 3 次派遣までの期間に各 C/P が行う作業 (残った単元の Package E 教科書開発) を設定する。
 - ④ WS 前後に必要な関係者との打合せを行う。
- (5) 第 2 次国内整理期間 (2022 年 11 月中旬)

JICA 人間開発部に対し第 2 次派遣の現地業務結果報告を行う。
- (6) 第 3 次国内準備期間 (2022 年 11 月中旬～2023 年 1 月上旬)
 - ① パキスタン公教育の初等算数カリキュラム並びに、Package A～C のカリキュラムや教科書等の内容について、日本及び他国の事例との比較を含む分析を行い、課題を把握する。
 - ② Package A～C に係る改訂・編集方針案を作成する。
 - ③ Package A 教科書の改訂骨子及び教科書紙面例を作成する。
 - ④ 各 C/P から提出された Package E 教科書内容を確認し、第 3 次派遣にかかる準備を行う。
- (7) 第 3 次現地派遣期間 (2023 年 1 月中旬～同下旬)
 - ① 第 3 回 WS を実施し、Package E 教科書内容のレビュー及び演習を行う。
 - ② 第 4 回 WS を実施し、(6) で分析した Package A B C カリキュラム及び教科書等の課題を C/P に共有する。その際、本業務従事者が一方的に講義形式で課題を共有するのではなく、他国の事例等を用いながら参加者の気づきを促す形で WS を進行する。その上で、Package A を題材に、共有された課題に対する具体的な改訂作業の演習を行う。また、第 3 次派遣までの期間に各 C/P が行う作業 (Package A 教科書改訂) を設定する。

- ③ Package A～Cに係る編集方針案を最終化する
- ④ WS 前後に必要な関係者との打合せを行う。
- (8) 第 3 次国内整理期間 (2023 年 2 月上旬)
JICA 人間開発部に対し第 3 次派遣の現地業務結果報告を行う。
- (9) 第 4 次国内準備期間 (2023 年 2 月中旬～3 月下旬)
 - ① Package B の教科書の改訂骨子及び教科書紙面例を作成する。
 - ② 各 C/P から提出された Package A 教科書改訂案を確認し、第 4 次派遣にかかる準備を行う。
- (1 0) 第 4 次現地派遣期間 (2023 年 4 月上旬～同中旬)
 - ① 第 5 回 WS を実施し、Package A 教科書改訂案のレビュー及び演習と、Package B を題材とした教科書等開発作業の演習を行う。また、第 5 次派遣までの期間に各 C/P が行う作業 (Package B 教科書改訂) を設定する。
 - ② WS 前後に必要な関係者との打合せを行う。
- (1 1) 第 4 次国内整理期間 (2023 年 4 月下旬)
JICA 人間開発部に対し第 4 次派遣の現地業務結果報告を行う。
- (1 2) 第 5 次国内準備期間 (2023 年 5 月上旬～6 月下旬)
 - ① Package C の教科書の改訂骨子及び教科書紙面例を作成する。
 - ② 各 C/P から提出された Package B 教科書改訂案を確認し、第 5 次派遣にかかる準備を行う。
- (1 3) 第 5 次現地派遣期間 (2023 年 7 月上旬～同中旬)
 - ① 第 6 回 WS を実施し、Package B 教科書改訂版のレビュー及び演習と、Package C を題材とした教科書等開発作業の演習を行う。また、第 5 次派遣までの期間に各 C/P が行う作業 (Package C 教科書改訂) を設定する。
 - ② WS 前後に必要な関係者との打合せを行う。
- (1 4) 第 5 次国内整理期間 (2023 年 7 月下旬)
JICA 人間開発部に対し第 5 次派遣の現地業務結果報告を行う。
- (1 5) 第 6 次国内準備期間 (2023 年 8 月上旬～9 月下旬)
 - ① 各 C/P から提出された Package C 教科書改訂案及びこれまでに作成・改訂された教科書等を確認し、第 6 次派遣にかかる準備を行う。
- (1 6) 第 6 次現地派遣期間 (2023 年 10 月上旬～同中旬)
 - ① 第 7 回 WS を実施し、Package C 教科書改訂案及びこれまでに作成・改訂された教科書等のレビュー及び演習を行う。また必要に応じ、これまで改訂作業の振り返りなど、今後の C/P 自身による教科書等開発・改訂に資する内容の講義や演習を行う。

- ② Package D のパイロット終了に合わせ、エンドライン調査（以下 EL）を実施する。
- (17) 第6次国内整理期間（2023年10月下旬）
- ① ELの結果を整理しベースライン・エンドライン調査結果報告書（英文・和文要旨）にまとめ、報告会（パキスタン側参加者を含む）を実施する。
 - ② 専門家業務完了報告書（和文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。
 - ③ 専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワークプラン（英文電子データ）
教科書改訂・開発業務に必要な改訂・開発方針、作業工程案を含むもの。
第1次国内作業中に案を提出し、JICA 関係者のコメントを得る。第1次現地派遣期間及び国内整理期間を通じて最終化する
- (2) ベースライン・エンドライン調査結果報告書（英文、和文要旨電子データ）
2024年1月31日（水）までに提出。ドラフト提出日程は調査日程に応じて JICA 人間開発部と打合せの上決定する。Package D の効果を測定するための BL/EL 結果をまとめて分析したもの。
- (3) 専門家業務完了報告書（和文簡易製本1部及び電子データ）
2024年1月31日（水）までに提出。契約期間中の業務報告書（和文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。ドラフト提出日程は調査日程に応じて JICA 人間開発部と打合せの上決定する。WS 開催時の写真を含む。WS 資料や WS を通じて C/P が作成した成果物を添付する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ドバイまたはドーハ⇒イスラマバード⇒ドバイまた

はドーハ⇒日本を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

現地隔離期間はありません。

② 現地での業務体制

AQAL がこれまでに開発支援した教科書等を扱うため、日本人専門家(チーフアドバイザー、モニタリング評価、業務調整) 及びカリキュラム担当を中心とした現地人専門家並びに現地政府関係者との協議を基に編集方針や業務工程を決定してください。AQAL2 プロジェクトが業務の側面支援を行いますので、WS 等の実施に際してもプロジェクトと密に連絡を取り調整を行ってください。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：宿泊可能な宿舎の情報提供(なお、本件では地方での活動は予定していません。)

ウ) 車両借上げ：あり(本コンサルタント用に1台借上げ)

エ) 通訳備上：なし(業務は基本的に英語で実施)

オ) 現地日程のアレンジ：AQAL2 プロジェクトがWS のアレンジ(日程調整、会場確保等) 及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：AQAL2 イスラマバード事務所における執務スペース提供(ネット環境あり)

キ) 公用ビザ取得のサポートレター発信

ク) 開発済み教科書等の英訳

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 人間開発部基礎教育グループ(hmgbe@jica.go.jp) にて配布します。

・ Package A~E のカリキュラム

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 途上国における算数・数学のカリキュラム・教科書・教材開発の経験及び開発した教科書・学習教材を通じた学びの改善戦略策定、実践経験及び評価経験を有することが求められます。

③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

- ⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上